

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 1 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 2 号

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防本部に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課、室及び係の設置並びに分掌事務)</p> <p>第4条 消防本部に、次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1) 総務課 <u>庶務係</u> 管理係</p> <p>(2) 予防課 <u>指導係</u> 保安係</p> <p>(3) 警防課 <u>防災係</u> 救急係</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて主任を置くことができる。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(課、室及び係の設置並びに分掌事務)</p> <p>第4条 消防本部に、次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1) 総務課 <u>総務係</u> 管理係</p> <p>(2) 予防課 <u>建築設備係</u> <u>危険物係</u> <u>防災指導係</u></p> <p>(3) 警防課 <u>警防救助係</u> 救急係</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて主任<u>又は課付</u>を置くことができる。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。